

## 大口町農地利用最適化推進委員の推薦、募集要領

令和8年7月19日付で大口町農業委員会委員及び大口町農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の任期が満了となることに伴い、推薦及び応募（個人による）による推進委員の次期候補者を以下のとおり募集します。

1 募集人数 5人

2 任期 委嘱の日から令和11年7月19日まで

3 身分 大口町の特別職の非常勤職員

### 4 職務内容

農業委員会が定めた区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を行います。また、推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、農業委員会総会等に参加し報告や意見を述べたりします。

### 5 委員報酬

月額 14,700円

### 6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 地方自治法に定めるもののほか、推進委員と兼職を禁止されている職にある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- (3) 農業委員会等に関する法律の規定に該当する者
  - ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得てない者
  - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 令和8年7月20日において満20歳未満の者

### 7 推薦及び応募に係る手続き等

規定の様式に必要な事項を記入のうえ、次の(2)の添付書類を添え、郵送又は持参により、大口町まちづくり部まちづくり推進課まで提出してください。なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

#### (1) 提出書類

個人が推薦する場合	様式第1（その1）
法人又は団体が推薦する場合	様式第1（その2）
応募する場合	様式第2

#### (2) 添付書類

推薦を受ける者又は応募する者の本籍地の市町村（戸籍保険課、住民課、市民課等）が発行する、身分証明書

(3) 提出先

大口町農業委員会事務局（大口町役場まちづくり部まちづくり推進課）  
〒480-0144 大口町下小口七丁目155番地

(4) 受付期間

令和8年3月2日（月）から令和8年3月31日（火）まで

【期限内必着】

※持参される場合は、平日の午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く）までに提出してください。

※郵送の場合は締切日必着とし、締切日を過ぎて届いた推薦書及び応募申込書については受付できません。

## 8 選任方法

推進委員候補者について、農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を設けて候補者を選定します。

推薦及び応募による候補者の総数が「1」に掲げる定数を超えた場合又は町長若しくは農業委員会が必要と認めた場合は、「大口町農地利用最適化推進委員候補者選考委員会」により候補者を選考します。（必要に応じて面接を実施する場合があります。）

なお、選考結果は、推薦をする者並びに推薦を受ける者及び応募者の全員に文書で通知します。

## 9 情報の公表

募集期間の中間及び終了後に、大口町のホームページにて下記の内容を公表します。

- (1) 推薦する者（個人の場合）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦する者（法人又は団体の場合）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員たる資格・要件
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦する者が、推薦を受ける者を大口町農業委員会委員に推薦しているか否かの別、又は応募する者が、大口町農業委員会委員に応募しているか否かの別
- (6) 推薦を受ける者の数及びそのうちの認定農業者（認定申請中の者を含む）等の数
- (7) 応募する者の数及びそのうち認定農業者（認定申請中の者を含む）等の数

## 10 問い合わせ先

大口町農業委員会事務局（大口町役場まちづくり部まちづくり推進課）  
〒480-0144  
大口町下小口七丁目155番地  
電話0587-95-1614 FAX0587-95-1641